

県政 かわら版

2012

10

No.47

栄町・酒々井町選出
千葉県議会議員



岩井やすのり 42歳

岩井やすのりの県政かわら版 No.47 (2012/10月号)

立ち遅れた少子化対策の前進を 子ども子育て新システム

今年7月、子育て関連法案（子ども子育て新システム）が成立しました。わが国の立ち遅れた子育て施策を立て直すとする新システムについて、厚労省等への聞き取りを基にご報告いたします。

子育て財源として、

新たに年間7千億円確保

わが国の子育て現場においては、急速な少子化の進行、待機児童の増加等が深刻化し、保育の量的な拡大、地域の子ども・子育て支援の充実が急務の問題です。

今回の子育て新システムの目玉は、主に高齢者福祉に充てられてきた消費税を、子育ての財源として活用する仕組みができた点です。現在、国と地方が投じている年間予算は2兆円。それに、待機児童解消等の4千億円、保育の質の改善への3千億円、合わせて毎年7千億円の新財源が投入されることとなります。さらに、公明党の主張により上積みとなった3千億円を加えると、現行の5割増しとなる安定財源の確保です。

改正ポイント①

働いてなくても保育所入所が可能に

児童福祉法では、保護者が「昼間常態として働いている」「妊娠中・産後間もない」等を「保育に欠ける」状況とし、保育所の入所申込みができる要件としてきました。一方で、パートタイマーや求職中の保護者は保育所への入所は難しく、低所得の家庭の子どもや障害児などは、それを理由として「保育に欠ける」子どもと認められない等、制度上の矛盾が指

摘されてきました。新たな改正では、この「保育に欠ける」要件を排除し全ての子どもが、保育所に入所する権利を持つこととなります。つまり、保護者が働いていなくとも、子どもを保育所に入所させられるようになるのです。

改正ポイント②

0～2歳保育単価引き上げ↓

待機児童解消へ

平成22年現在の、全国の保育所の定員は約215万人（対前年比約2万5千人増）となり、就学前児童の保育所利用児童割合も32.2%となったところ。しかし、保育所の定員増にもかかわらず、保育所待機児童数については3年連続で増加し、約2万6千人となっています。そのうち、低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約82%を占め、3歳未満児を対象とする保育サービスの拡充が大きな課題となっていました。新システムにおいては、0～2歳児の保育単価を大幅に引き上げ、3歳未満児に重点を置いた小規模型施設（余裕教室、賃貸スペースを活用）の普及を促し、都市部での待機児童の解消を図ります。

子育て世代を後押しする改革に

政府がまとめた子育て法案は、保育所を所管する厚労省、幼稚園を所管する文科省の縦割りが解消されてない等の指摘も聞かれますが、ひとまずは、立ち遅れてきた保育行政改善への大きな一歩であり、少子化対策の前進として期待したいと思えます。

地元生活道路の改善を要望（酒々井町）

町道にはみ出す畑が

歩行者の妨げに

酒々井町上岩橋地区を通る町道において、道路にはみ出す畑が歩行者の妨げになっているとの指摘がありました。

現地では、約150メートルに渡って、土砂が官地との境界線を越えて道路にはみ出し、歩道に相当する路側帯が完全に埋まっている場所さえあります。（写真左）当道路は、国道296号から国道51号への抜け道になっていることから、自動車の通行量も少なくなく、歩行者や自転車の事故が懸念されるところです。



町道にはみ出す土砂（酒々井）

当道路の管理者である酒々井町に、現地の状況と事故発生危険性を強く訴え、地権者への改善要望を含めた早期の対応を求めたところ、担当課より前向きな回答が得られましたが、引き続き、しっかりと働きかけてまいりたいと思います。

11月 岩井やすのり後援会発足！

後援会会員を募集します

この11月、いよいよ岩井やすのり後援会が発足し、11/23には設立総会の開催が予定されています。どうぞ、みなさまお気軽にお問い合わせ、ご入会ください。

入会・お問い合わせ

岩井やすのり 議員事務所

〒270-1515 千葉県印旛郡栄町安食台 2-26-23-202

お電話：0476-36-7799

メール：iwai-yasunori@dream.jp

8020運動推進で 高齢者の健康維持を

急激な高齢化の下、医療、介護関連予算が各自自治体の大きな負担となっています。生活習慣改善指導による健康づくりやジェネリック薬品の推進などは、住民の健康維持、医療費削減を目指し取り組まれているものですが、自治体による口腔の健康保持政策の必要性についてご報告いたします。

75歳以上1人あたり医療費は
平均90万円超

今年6月、厚労省は、介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間を示す「健康寿命」として、男性70.42歳（平均寿命79.55歳）、女性73.62歳（同86.30歳）との結果を発表しました。住民はみな、健康に長生きすることを望むものですが、この健康寿命と平均寿命の差（約8年間）は「要介護・寝たきりの平均期間」を意味し、

調査県	医療費の種類	医療費の平均	
		達成者	非達成者
福島県	医科・歯科・調剤	¥39,615	¥51,198
茨城県	医科	¥16,961	¥21,531
山梨県	医科	¥22,127	¥27,958
兵庫県	医科	¥19,107	¥26,135
香川県	医科	¥18,774	¥23,646

それが拡大傾向にあることは大きな懸念です。2011年度の国民健康保険の1人当たり医療費は、前年度より3.4%増の29万4779円、特に75歳以上が加入する後期高齢者医療制度では、1.6%増の90万8543円に上り、医療費総額は、国保医療費が1兆4214億円で前年度から2.3%増、後期高齢者は1兆1884億円で4.7%増と、国、自治体財政を圧迫しつつあります。

8020達成者は

全身が健康になるとの研究結果

さて、厚生省（当時）と日本歯科医師会は、1989年（平成元年）より、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という、8020運動を推進してきました。全26本のうち20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われ、「生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるように」とこの運動が始まったと言われます。

しかし近年では、8020の達成が、口腔の健康ばかりでなく全身的な健康につながり、医科医療費の削減につながるということがわかっています。例えば、北海道国保連合会が70歳以上高齢者のレセプトデータに基づき調査したところ、自分の歯がほとんどない高齢者の医科医療費（≠歯科診療費）の平均3万5930円／月に対し、20本以上ある高齢者は2万2660円／月と3分の2以下となっています。

また、兵庫県歯科医師会が80歳以上の

患者を対象に行った調査によれば、8020非達成者の1件あたり医科医療費点数平均2480点に対し、達成者は平均1839点と、やはり4分の3程の医科医療費で済んでいたことなるのです。さらに、口腔ケアによる、肺炎やインフルエンザの発症、術後合併症の抑制効果も報告され、医療費の削減に加え、治療率の向上、医療事故の減少といった、医療の質的向上への寄与も期待されています。

条例制定など

自治体レベルでの口腔保健推進を

厚労省は6年に一度、この8020運動の達成率を調べていますが、昨年度、80歳で20本の歯を残すことができた人の割合は38.3%で、前回の平成17年度の調査（24.1%）より14ポイント以上改善しています。しかし一方で、妊婦健診や就業時健診、40歳以上がん検診など、法の根拠により多く整備されている医科検診に比べ、歯科検診は3歳児健診や就学時健診等のごく一部に限られている等、歯科口腔保健の立ち遅れが目立ち、急務の課題となっています。

国や都道府県は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」や「口腔の健康づくり推進条例」の整備を進めてきましたが、肝心の市町村において、未だほとんど条例が整備されておりません。（全国で18自治体、県内で4自治体のみ）ぜひ、条例制定等を通じた口腔保健、8020運動を町ぐるみで取り組み、住民の健康維持と医療費の削減、医療の質的向上を図るよう提言してまいりたいと思います。

栄町9月議会

残土条例案否決 農地を除外し再提出を

この9月に開催された栄町議会では、町長側より提出された残土条例案が、反対多数で否決されました。県議会議員の立場として、自治体議会での賛否について言及することはいささか躊躇されるところですが、残土条例については、故川崎前町長在任時より自らのライフワークとして取り組んできた問題だけに、あえて一言触れさせていただきたいと思います。

農地埋立も対象になるとして

議会が反対

残土条例の必要性について指摘したのは、平成22年3月議会に遡ります。竜角寺台団地のすぐそばで、産廃業者による土砂等埋め立て計画が浮上したのは前年7月のこと。中には悪質な産廃業者もあり、埋め立てによって土壌や水質等、環境に悪影響を及ぼさないかと懸念されましたが、栄町では条例が整備されておらず、近隣住民が声を上げる手立てはありませんでした。近隣住民の10分の8以上の同意が必要となる成田市の事例を引き合いに、栄町でも住民生活を守るための残土条例を制定するよう訴えたものでした。

さて、今回提出された残土条例案は、500平米以上の土砂埋め立てを行う場合は、半径300m以内の住民10分の8以上の同意を得て、町の許可を得なければならぬというもので、君津市に次

いで県内2例目となる、暴力団組織の排除規定を盛り込む等、先進的な条例案として評価されていました。

しかし、栄町議会の審議では、農地がその対象となることに懸念の声が上がりました。つまり、自己所有の農地にビニールハウスを設置するために盛り土するような場合にも、近隣住民からの同意が必要になってしまうとの批判です。

本来は、事業として行う土砂埋め立てを規制する条例ですが、自己所有の農地の客土や自らが居住する土地の埋め立てまで同様に規制することは、返って住民に不便を強いることになり、議員からの指摘はもつともなことだと思っています。

神崎町では農地への埋立を除外

今回は、そのような議会の判断により否決されましたが、解決策がないわけはありません。栄町と環境が似ている神崎町の残土条例では、その施行規則において、「自らの耕作の用に供する」「自らが居住する住宅建設の用に供する」ために購入土で埋め立てする場合を適用除外し、農家をはじめとする住民の不利益発生を未然防止しています。

9月議会では否決された残土条例案ですが、ぜひ、栄町議会からの承認が得られるよう改め、再度、議会へ提出するよう期待するとともに、自らも県残土条例の改正に向けて、しっかりと働きかけてまいりたいと思います。